

「県民の声を受けて」公表分の概要

平成27年5月12日
戦略企画部

県民の声を受けて、平成27年4月16日及び同年5月1日に県ホームページに公表した県民の声の概要と県の対応は、別表のとおりです。

声の件数は29件ですが、このうち1件については複数の所属が対応しており（別表の整理番号欄の（ ）内が重複番号）、県の対応件数は30件となっています。

声の種別、部局別の県政への反映区分等の概要は、次の1及び2のとおりです。

また、別表の整理番号欄に、Aを印した主な内容は3のとおりです。

1 声の種別

県民の声は、次の7種類に区分して整理しています。(件)

区分	提案 意見	苦情	要望	照会	相談	激励 賛同	その他	計
件数	11	11	5	3				30

2 対応部局別反映区分

県民の声の県政への反映については、次の6区分によって整理しています。(件)

部局等	区分	既 に 実 施 し て い る	県 民 の 声 を 受 け て 実 施 し た	今 年 度 内 に 反 映 し た い	次 年 度 以 降 に 反 映 し た い	施 策 の 参 考 と す る	反 映 は 困 難 で あ る	計
防災対策部								
戦略企画部								
総務部		2				1	1	4
健康福祉部		4				2	1	7
環境生活部		2			3			5
地域連携部							1	1
農林水産部			1				1	2
雇用経済部					1	1	1	3
県土整備部		1		1		2		4
出納局								
企業庁								
病院事業庁								
議会事務局						1		1
監査委員事務局								
人事委員会事務局								
教育委員会事務局		3						3
労働委員会事務局								
選挙管理委員会事務局								
計		12	1	1	4	7	5	30

注) 各庁舎事務所等は、本庁の各部局にカウントしています。

3 主な内容

(1) 職員に関するもの(別表の整理番号欄にAを印したもの)

ア 職員の服装や応対についての苦情 No. 21、 No. 28

イ 職員の勤務についての苦情 No. 4、 No. 11、 No. 19、 No. 29

エ 職員の給料、兼業、人事異動及び懲戒処分についての照会、苦情及び提案意見 No. 1、
No. 2、 No. 3、 No. 30

県民の声を受けて
(Web公開)

- ・平成27年4月16日及び同年5月1日に県ホームページ「県民の声」コーナーで公開したもの
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県ホームページには未掲載
- ・整理番号欄のAは、職員に関するもの(10件)

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	【件名】	【概要】	対応部局	対応課	【対応内容】	反映区分
1 (A)	2015/ 3/16	電子メール	照会	職員の給料ベースアップについて	この春ベースアップをする民間企業は多いですが、県職員の賃上げはあるのか聞いたら、当分の間1円もないとのことでした。民間企業の給料が上がるのに、職員の給料が上がらないのはなぜですか。公務員の給料は民間企業の動きに合わせるのではなかったのですか。キャリアに見合った給料を支払ってください。	総務部	人事課	地方公務員の給与は、民間企業との比較、国家公務員や他の地方公共団体との均衡などを考慮して決められています。具体的には、民間給与の実態について、毎年、人事委員会が企業規模で50人以上かつ事業所規模で50人以上の従業員を有する民間企業から無作為に抽出し調査を行い、その調査結果に基づき、三重県知事等に対して給与に関する勧告を行います。平成26年の勧告では、(1)平成26年4月時点での調査の結果、県職員の給与が民間従業員の給与を1,256円(0.32%)下回っていることや、県職員の期末・勤勉手当の支給割合(3.95月分)が民間企業の賞与の支給割合(4.12月分)を0.14月分下回っていることが明らかになり、民間に見合った水準に引き上げること、(2)国に準じて給与制度の総合的見直しを実施し、平成27年4月から県職員の給与を平均2.7%、最大4.7%引き下げること、が求められたところです。勧告の取扱いについては、地方公務員法に基づく人事委員会勧告は最大限尊重すべきということや、県の財政状況を踏まえて慎重に検討を行った結果、勧告どおりに実施することになりました。その後、関係条例案の県議会への提案県議会での議決を経て決定されたところです。なお、平成27年4月時点の民間企業における給与及び賞与は、平成27年の調査対象となり、秋の勧告に反映されます。今後も引き続き適正な給与制度・運用に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	反映は困難である
2 (A)	2015/ 3/17	封書・葉書	苦情	職員が農業を行って収入を得ていることについて	職員が農地を借りて農業を行い収入を得ていることは、「公務員の副業禁止規定違反」、「農地を無断に借り入れている、又は実態と違う貸借契約をしている」という農地法等に関する違反」又は「公務員の職務専念義務違反」になりませんか。	総務部	人事課	県職員が自ら営利を目的とする私企業を営むこと(自営)については、地方公務員法上、任命権者の許可がない限りは、原則禁止されています。許可に当たっては、規則において、職員の占めている職と特別な利害関係がある場合・職務の遂行に支障を及ぼすと認められる場合・全体の奉仕者である公務員が従事することが適当でない認められる場合等、を除き許可することができるとされています。農業・酪農・畜産・果樹栽培・養鶏等においては、「大規模に経営され客観的に営利を主目的とする企業と判断されるとき」以外は、自ら営利企業を営むことに当たらないものとして取扱い、許可申請の対象としないため、職務に影響の出ない範囲において、例えば相続で得た農地を本人と家族で耕作している場合(店舗その他の営業施設を有する場合を除く)などには、営利企業等従事許可を受ける必要はありません。ただし、農繁期等に人員を雇用して収穫作業に当るなど、雇用関係が発生している場合、農業の経営主体が法人格を有する(法人として経営している)場合、大規模に経営して店舗その他の営業設備などを有する場合などは、客観的に営利を主目的とする企業と判断されると考えられるため、営利企業等従事許可を受ける必要があり、許可については個別事案に応じて判断しているところです。また、職員は、地方公務員法において、勤務時間中において職務専念義務が要求されていることから、勤務時間中に農業を行うことは禁止されています。お問い合わせいただいた職員の営利企業への従事等につきましては、適切に行われるよう、職員の綱紀保持及び服務規律の遵守を徹底して参ります。	施策の参考とする
3 (A)	2015/ 3/18	電子メール	提案意見	職員の異動について	職員の異動については、通常所属長が異動を決めて、人事課が調整して、家庭に事情があれば組合が申し入れをしてという流れだと思いましたが、現業職員の異動については、組合の役員が決めているため、現業職員の希望を全部聞かなければならず、所属長が口を出すことができないと聞きました。このような仕組みはおかしいのではないですか。	総務部	人事課	現業職員を含む職員の異動については、それぞれの職種における行政需要やそれぞれの所属における人員配置の状況を踏まえるとともに、職員の家庭事情等の個別事情を考慮し、職員の意欲・能力が発揮できるような人事配置を行っています。	すでに実施している
4 (A)	2015/ 3/23	電子メール	苦情	県税事務所での私語について	県税事務所に何度かお邪魔しましたが、入り口から一番奥のグループは入口客から離れているから私語のおしゃべりが気になりました。監督されている上司と思われる者が通常なら注意すべきと私の日常感覚では思いますが、同じようにおしゃべりに入り不快に思いました。公務員なのであきらめ気分もありましたが、最近聞くところ、お客対応の研修なども行っていると聞き、県税は一般の会社なら大事な客対応の場所でもあるのに、その感覚に呆れて、意見することにしました。どういう研修かは知りませんが、そこに費用や時間を費やして、研修を受けましたで終わるより、銀行などに行って、私語やおしゃべりをしている時間と職員がどの程度いるか見に行かせてもらい、自分の職場と比べた方が、よっぽど勉強になると思います。銀行に行くことが多いですが、このような経験は全くありません。客がまず来ないような職場なら仕方ないと思いますが、仮にも税金をいただく、そちらから言わせれば払うのが当たり前だと言いたそうですが、給料をその金で得ていると思うのであれば、上司や職員の感覚に呆れかえると共に、いかに暇しているかと言うべきでしょうか。そこで提案しますが、銀行のように、全て入口客方向に席を置いてもいいのではないのでしょうか。席が横向いているから、10年前などは入口から入っても声をかけない限り職員が振り向きもなくて、公務員的でひどいなと感じましたが、最近それはなくなって、ましになったと感じていましたが、意識の低い職員や、それに参加する上司とモラルの低さは変わっていません。本当に銀行などで勉強したらどうでしょうか。	伊賀庁舎 伊賀県税事務所税務室	伊賀県税事務所税務室	ご意見をいただきありがとうございます。この度は、職員の執務態度により、不愉快な思いをおかけしたことににつきまして、お詫び申し上げます。職員の態度等につきましては、来庁者をはじめとする県民の皆様にご不快を与えることがないように取り組んでおります。いただきましたご意見に対しましても職員全員に周知いたしました。また、ご提案いただきました配置につきましては、業務遂行上現在の配置が効率的と考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。今後とも、県民の皆様にご不快を与えることがないように、会議やミーティング等の機会を通じて執務態度、接遇態度の周知徹底を行い、マナーの向上に努めてまいります。	すでに実施している
5	2015/ 3/5	電子メール	照会	障がい者の車両購入の助成について	私は松阪市に住む、一級身体障がい者です。以前は通院、買い物等で二輪車を使っていましたが、足の怪我をして以来、二輪車に乗れなくなりました。一つの病気だけなら、送迎でもいいのですが、一つの病院の通院が終わったら次の病院へ移動しなければいけません。公共交通機関を使っていたら、20分で行けるとところが1時間かかってしまいます。こうしたことから、公共交通機関は利用する事が難しく、タクシーは朝早くは来てくれないという状況なので、どうしても自力で通院しなければなりません。そこで、四輪のミニカーが必要になるのですが、購入補助などはありませんか。生活に余裕がなく、自力での購入ができないので本当に困っています。なんとかする方法を考えてください。	健康福祉部	障がい福祉課	身体障がい者の自動車に関する助成事業としましては、市町が実施する地域生活支援事業において、自動車運転免許の取得と自動車の改造に要する費用の一部を助成する、自動車運転免許取得・改造助成事業があります。また、身体障がい者が利用される自動車については、自動車税を減免するなど、障がい者の負担軽減に努めています。しかしながら、これらの事業では、自動車の購入経費の補助は実施していません。通院時の移動手段については、公共交通機関のほか、介護タクシーや通常のタクシー利用等、いくつかの方法が考えられますので、最も適した方法と支援制度について、お住まいの福祉事務所等でご相談いただくようお願いいたします。	反映は困難である

6	2015/4/3	電子メール	照会	自閉症の取組へのについて	毎年4月2日から8日まで、発達障害啓発週間です。県ではどのような啓発活動をしているのですか。「世界自閉症啓発デー」については、東海4県で三重県だけが取組を「日本実行委員会公式サイト」に掲載しておりません。自閉症スペクトラムの対象者は10%内外とも言われており、非障がいへの取組がいじめや差別、二次障がいを少なくするそうです。なぜ、三重県はこれまで取り組むことができなかったのですか。今後の基本的な理念や方針、また、支援センターの設立を含めた具体的な取組があれば教えてください。そして積極的に広報してほしいです。	健康福祉部	障がい福祉課	世界自閉症啓発デーについては、県の機関、市町、福祉事業所などでポスターの掲示とリーフレットの配布を行っています。また、4月2日の津城のブルーライトアップや、4月9日から同月12日まで、津リージョンプラザにおいて、三重県自閉症協会の作品展が行われるなど、4月2日の世界自閉症啓発デーに合わせてイベントが開催されています。また、県では、「生活のしづらさ」を感じている方等を必要な相談や支援につなげるため、県内2か所(菟野町及び大紀町)に三重県自閉症・発達障がい支援センターを設置し、広域的、専門的な相談支援を行っています。さらに、平成27年度からは、このセンターに発達障がい者地域支援マネージャーを配置し、地域の身近な相談支援機関において、適切な支援につながる体制を整備しています。このような、自閉症・発達障がい支援センターの取組については、県のホームページで広報させていただいているところですが、今後も適切な広報に努めます。	すでに実施している
7	2015/3/26	電子メール	苦情	医療機関の対応について	県外から三重県に来ました。住んでみて思ったのですが、医療関係が良くないです。夜中に受診した病院から「一万円持ってこないと診察しない」と言われたり、怒鳴る医師がいたりで、具合が悪くても怖くて病院に行けず、我慢しています。それから、婦人科で医師にからかわれました。婦人科を受診するのは勇気のいることでした。ほかにも、生理痛で病院に行ったら、医師から「診療時間が過ぎてから」と追い返されたこともあります。もう少し、患者さん目線にはなれないものではないでしょうか。三重県にはよその県から来てる人がたくさんいます。安心できる医療をしてほしいです。県は医療に関してどのように考えているのですか。知りたいです。	健康福祉部	医務国保課	貴重なご意見ありがとうございます。三重県の医療について、不安な思いをされたとのこと心中お察しいたします。県としましては、平成15年度から医療相談窓口(下記参照)を設置し、患者様や家族の皆様と医療機関との信頼関係の構築支援に取り組んでいるところです。医療相談窓口では、専任の相談員が相談をお受けし、医療に関する悩みや心配ごとについて、中立的な立場でアドバイスなどを行っておりますので、よろしければ一度、詳しく聞かせていただければと存じます。今後も、引き続きこのような取組を行いながら、県民の医療に対する信頼の確保並びに医療の質の向上を目指してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。【医療相談窓口】受付日：月曜日～金曜日(ただし、祝日及び年末年始の休日は除きます。)受付時間：8：30～12：00及び13：00～17：00電話番号：059-224-3111	すでに実施している
8	2015/2/19	電子メール	要望	ご当地婚姻届について	ご当地婚姻届があるのをご存知でしょうか。先日、友人が婚姻届を出す際にご当地版があるのを教えてくれました。ですが三重版はまだないとのことでした。私自身、生まれも育ちも三重で地元が大好きです。当県も、三重でのパートナー探しなどに力を入れているのであれば、三重からもご当地婚姻届を出していただきたいです。伊勢神宮や夫婦岩をはじめ多くのパワースポットがある三重県です。ご検討くださいますようお願いいたします。	健康福祉部	少子化対策課	ご提案ありがとうございます。本県では、結婚を希望する人が結婚できる地域社会づくりの実現に向け「みえ出逢い支援事業」に取り組んでいるところです。ご提案のありましたご当地版の婚姻届については、ある民間企業において考案推奨され、現在、全国で8県と9市で導入されています。この婚姻届を考案した企業の担当者に確認したところ、三重県内では既に一部の市に具体的に働きかけを行っているとのことでした。本県といたしましては、婚姻届の受理に係る事務が市町の事務であることから導入を検討している市の状況を見て、県としてもこれを他の市町にも情報提供してまいりたいと考えています。	施策の参考とする
9	2015/4/13	電子メール	提案意見	少子化対策について	三重県は、子育て支援や少子化対策を怠っています。女性の社会進出が進んだことによる弊害により、企業で働く女性は有休が取れず、サービス残業などで結婚できません。女性が結婚しない事が選択肢の一つとなり、独身貴族が増え、ますます少子化となっています。子孫繁栄しないと、三重県の人口は減り、税収も減り、未来の三重がなくなります。少子化対策を最優先事項とし、県としての対策をお願いいたします。	健康福祉部	少子化対策課	ご意見ありがとうございます。三重県では、平成27年度の経営方針(暫定版)において、昨年度に引き続き、少子化対策を重点テーマとして位置づけており、昨年度策定した「みえ子どもスマイルプラン」に基づき、「子ども・思春期」、「若者／結婚」、「妊娠・出産」及び「子育て」というライフステージに「働き方」を加えた分野ごとに、切れ目のない支援に取り組んでいます。この中で「働き方」については、女性の社会進出が進む中、女性が持つ結婚・妊娠・子育てなどの希望と、仕事のキャリア形成との両立の不安解消などにつながるよう、長時間労働の抑制やワーク・ライフ・バランスの推進について企業と共に取り組むこととしています。また、「結婚」については、昨年設置した「みえ出逢いサポートセンター」において、出逢いの場の情報提供を中心に、結婚を希望する人への支援を行っているところです。 なお、サービス残業等、労働基準法などにおける問題がございましたら、職場の所在地を管轄する労働基準監督署や三重労働局にご相談いただくことができますので、念のため申し添えます。	すでに実施している
10	2015/3/13	電子メール	要望	子育て支援と保育料について	私の住んでいる市の子育て支援に不満があります。私は中学生の子を筆頭に4人の子どもの母です。夫の収入だけでは生活が苦しいので、本当はもっと一緒に家で過ごしたいのですが、4月から一番下の1歳の子を保育所に預けます。具体的に言うと、市の保育料に不満があるのです。市では、同時に二人の子を幼稚園や保育所に預けている場合に、保育料の減額があります。ですが、私の子どもたちは全員年が離れているため、いつもこの条件に当てはまりません。年が近くて同時に預けている家庭は減額という手厚い支援をしてもらえて、私のように同時に預けていないからお金がかからないだろうという考えで支援を受けられないのが納得いきません。別に好きで年を離して産んだわけでもなく、一人一人の子どもにかかるお金はどの家庭でも同じようにいるのに、支援がないのでお金がかかり、本当に大変です。第何子以降は減額という風にしてほしいです。隣の市ではそのようなになっていたと思います。少子化の中4人も産んで育てている母の意見です。もっと平等な子育て支援をするように市に言って下さい。よろしくお願いします。	健康福祉部	子育て支援課	この度は、標題の件につきましてご意見をいただき、ありがとうございました。平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることになっていますが、保育料については新制度以降後も、これまでと同様に保育の実施主体である各市町が国の基準額の範囲内で独自に定めることになっています。また、多子軽減についても国は現行の制度を継続することとしています。国の制度上、保育所については、小学校就学前の子どもを対象として(同時入所等が要件となります)最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育所、認定こども園等を利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料としており、お住まいの志摩市はこの国の基準に即した多子軽減を行っています。保育料の多子軽減の方法は市町によって異なっており、2人目以降の保育料を独自に減額するため、小学校3年生前の子どもまで独自に対象を拡大している市町もあります。いただきましたご意見は、今後、県の子育て支援の施策の参考とするとともに、志摩市の保育担当課にもお伝えいたしますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。なお、県では、今後も子どもの教育・保育環境等の充実を図るため、幼稚園、保育所及び認定子ども園について、同時入所等の制限をせず第2子、第3子の保育料を無料化又は軽減するよう国に対し要望を行っているところであり、今後も引き続き要望を行ってまいります。	施策の参考とする
11(A)	2015/3/27	電話	苦情	職員の勤務態度について	伊賀保健所に証紙を買いに行ったのですが、朝一番だったのに、職員がお菓子を食べて、お茶を飲んでいました。前回行った時も同じで、2回ともそのような状態だったので、これはひどいと思って意見させていただきました。しかも、対応も感じが悪かったです。県はそういうところだと思ってしまうので、何とかしていただきたいです。	伊賀庁舎	伊賀保健所保健衛生室	ご意見ありがとうございます。この度は、職員の対応によりご不快な思いをおかけしたことをお詫び申し上げます。ご指摘いただいた県民の皆様への対応については、日頃から職員に対して親切丁寧な接客態度や言葉使いを指導し、定期的に接遇研修を実施しているところです。今回のことを踏まえ、今後更に、来所された県民の皆様にご不快感を与えることのないよう職員に徹底すると共に、研修等により接遇レベルの向上に努めてまいります。	すでに実施している

12	2015/4/6	電子メール	苦情	三重県文化会館の綱紀肅正について	ある学校関係者から聞いたのですが、数年前三重県文化会館が企画した事業において不適切な行為をした職員がいたとのことですが、その事実が隠蔽され監督責任にある立場の者は誰も責任を取ろうとしなかったとのことでした。その後、当該職員は本人の希望の部署に異動し、教育に関わる部署に配属されているそうですが、何を考えているのかと言いたいです。何よりも、このような問題を起こしながら事実を隠し、誰も責任を取ろうとしないのはおかしいのではないですか。特に、最も県民に対して責任ある立場である三重県文化会館の館長は一切責任を取らず、懲戒などを受けることもなく、高額な報酬を得ているとのこと。これは県民の血税の使い道として正しいのでしょうか。このような人に高額な報酬が妥当なのか、甚だ疑問です。三重県文化会館ではこれ以前にも不適切な行為を行い退職した職員がいたらしいとも聞きましたが、いったいこの施設の職員や責任者はどうなっているのですか。県民として恥ずかしい限りです。行政はこれらの事実の確認をし、責任者にはしかるべき処分を科すべきだと思います。	環境生活部	文化振興課	ご意見ありがとうございます。三重県では、三重県文化会館（以下「文化会館」という。）を含む三重県総合文化センターの管理運営について、平成16年10月1日から指定管理者制度を導入しており、現在、公益財団法人三重県文化振興事業団（以下「事業団」という。）が管理者となっています。ご指摘いただきました件については、本県に対して報告がなかったため、事業団に事実確認をいたしました。その結果、平成25年度において、ご指摘いただいた内容と一部異なる点はありましたが、確かにご指摘いただいた事業実施期間中に不適切な行為を行った職員がいたことを確認しました。あわせて、当該職員及び当該事業の責任者に対して、本件発生直後に事業団の内部規程に基づき、処分が行われていることを確認しました。また、この際、文化会館の管理運営全般に責任を負う館長に対しては、ご迷惑をおかけした関係者への謝罪と協力関係の維持等の任に当らせることを決定したことも確認しました。 県といたしましては、このような事態が発生したことは誠に遺憾であり、事業団に対し本件の発生及び報告漏れについて厳重に注意するとともに、指定管理業務の遂行に当り、法令遵守の徹底と再発防止に努めるよう事業団を指導したところです。 今後も、事業団に対し適切な管理運営がなされるよう指導を行ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。	すでに実施している
13	2015/3/19	面談・来訪	苦情	地図の閲覧について	図書館で地図のコピーをしようと思い、女性職員に依頼すると、「倉庫にあるので、待ってほしい」と言われて10分ほど待たされました。10分後に呼ばれてカウンターに行くと「貸出券を見せてください」と言われました。その時は見せたのですが、納得がいかなかったので、「どうして提示を求めたのか」と質問したら「地下にあった地図です」と回答しました。地図を地下に置くかどうかは図書館側の問題であって、利用者には全く関係のないことです。これが古文書でしたら、貴重な使用を閲覧するわけですから合理的な理由があるので納得するのですが、そもそも地図を地下に収納した理由がわかりません。本来ならば地図は自由に閲覧できる場所に置いておくべきものだと思います。実際の市の図書館はそうしています。地図は毎年更新するものですから貴重なものとは言えません。子どもが地図を閲覧してレジャーの先行を調べる可能性は十分あります。そのような子どもにまで貸出券の提示を求めますか。今後のこともありますので、図書館としての正式な回答が頂きたいです。	環境生活部	図書館	三重県立図書館をご利用いただき、ありがとうございます。当館では、閉架書庫の資料の閲覧に際し、利用カード（資料貸出券）の提示をお願いしています。これは、閲覧された資料をカウンターに確実に返却していただくことで、閉架書庫の資料の館外への無断持ち出しや部分的な抜き取り、開架閲覧室への資料の紛れ込みなどを防止しているものであり、当館を適切に管理運営していくうえで必要な手続です。なお、該当の地図については、シリーズ全てを閉架書庫に配架していましたが、資料内容や利用される方々の利便性の向上を考慮し、開架閲覧室に配架する方向で検討しています。今後とも、県民の皆さんに信頼される図書館づくりに努めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いします。	次年度以降に反映したい
14	2015/3/13	電子メール	提案意見	総合博物館の展覧会について	総合博物館である宗教の宗祖の展覧会が開催されるとのことですが、この展示は主催者が博物館とある寺院になっています。県の機関と特定の宗教法人との二者が主催してこのような事業を行なうことは、政教分離の原則に抵触しないのですか。寺院の文化財や歴史を紹介する展覧会であっても、二団体のみによる主催では、特定の宗教法人を利する行為を県が行っていると解されてもやむをえないと思います。他の公立博物館や国立博物館では、新聞社や放送会社も主催者に名を連ねる形式を取り、政教分離の点で誤解を招かない配慮がされています。今回は、こうした政教分離の原則に照らした検討は、どのようにされたのですか。	環境生活部	総合博物館	企画展へのご意見ありがとうございます。今回開催しております展覧会の内容は、ある寺院の文化財や歴史を紹介するものです。基本的には、歴史上の人物としてのある宗教の宗祖と、その研究等の動きを中心に、三重県の歴史の中で位置付けることを目的としました。当館の学芸員が中心になって企画・展示・図録の執筆等を行っています。一方、この寺院には、基本的に無償で文化財を出品いただくという意味での主催者として、名前を連ねていただいております。政教分離という点につきましては、あくまで宗教的な展示を行うという意味ではなく、県内でも有数の文化財をできるだけ多くの方々に知っていただく展覧会ということで実施しております。今回は、主催者に新聞社等が加わる形はとっておりませんが、報道各社及び直接この寺院の文化財を管轄する部署となる、津市教育委員会、そして、所在地である津市、県内の文化財所有者の団体である三重県文化財等所有者連絡協議会（事務局：桑名市教育委員会）等、多くの文化財に関わる公的機関の後援をいただき実施することといたしました。しかしながら次回からはこのような誤解を招くことが無いように努めてまいりますので、今後ともご支援を頂けますよう、お願い申し上げます。	すでに実施している
15	2015/3/17	電子メール	提案意見	MieMuのこども体験展示室について	MieMuが開館してから子どもと年間パスポートを使用し、よく出かけています。こども体験展示室は特に子どものお気に入りですが、そこで遊ぶ子どもたちがかくれんぼや追いかっこをするたびに係の人にひどく叱られている状況があります。危険を伴う子どもの行動には十分な注意・指導が必要ですが、そもそもこの展示室にはハシゴや坂道、子どもしか入れないような高さの場所など、子どもがかくれんぼや追いかっこをしたくなるような要素が満点で、これを延々と注意し続ける係の人も大変ですし、子どもたちもせっかく楽しんでいるのに怒られてばかりでは嫌な思い出の場所になってしまいます。県外からのお客様ならなおさらでしょう。私自身も子どもが怒られないかひやひやしながら付き添うのもつらいです。無料で遊べる屋内施設がほとんどない津市にはとても貴重な遊び場所ですが、このような状況ならいっそ遊ばないようにするか、しっかり遊べる屋内施設を作るか何らかの対応をしていただきたいです。	環境生活部	総合博物館	いつも当博物館をご利用いただき、ありがとうございます。また、この度は貴重なご意見をいただき、厚く感謝申し上げます。こども体験展示室はお子様でも博物館に親しんでいただき、三重のことについて楽しみながら学びを得られる場所として提供しています。また、お子様達が自然の中で実際に生き物を発見するような体験をしていただけるように、立体的な構造をしています。このようなこども体験展示室の趣旨に沿って、利用されるお子様が様々な体験ができるように、どんな生き物がいるのか探してみるようにお声掛けするなどの工夫をしているところです。一方、お子様の安全や、他のお客様の利用に支障が出るような場合に、お声掛けしている場合もあります。お寄せいただいたご意見を踏まえ、ご利用いただくお客様にこども体験展示室の趣旨に沿って、皆様が楽しくご利用いただけるよう利用案内をお配りするなど運用面で一層努力するとともに、何度お越しいただいてもお子様が楽しく体験できるような展示やコンテンツを検討していきたいと考えています。今後ともMieMuをよろしく願います。	次年度以降に反映したい
16	2015/3/23	電子メール	提案意見	総合博物館の展覧会について	博物館である寺院の展覧会を見ました。内容は悪くないと思いました。しかし問題が二つありました。一つ目は図録が出来ていないことです。二つ目は政教分離の原則に反することです。一つ目については大きな問題ではないかもしれませんが、しかし、展覧会運営のお粗末さを示すもので、関係者は猛省しきちんと説明すべきです。二つ目は大問題です。公的機関と特定の宗教法人との二者が主催者となって、その宗教法人の宗祖を紹介する展覧会を開催することは、明らかに政教分離の原則に反しています。裁判を起こされたら県は負けるでしょう。国内の博物館で開催される「〇〇寺展」で、本展のように寺と博物館二者のみが主催した例はないと思います。普通は新聞社や放送会社が主催者に加わっています。それは、政教分離の原則を考慮しているからです。今回は、どのような考えに基づいて博物館とお寺のみの二者が主催者になったのですか。	環境生活部	総合博物館	企画展へのご意見ありがとうございます。一つには、図録販売が遅れ、ご迷惑をおかけいたしましたことにつきまして、関係者一同深く反省し、お詫び申し上げますとともに、今後はこのようなことにならないよう、努めてまいります。また、今回開催しております展覧会の内容は、ある寺院の文化財や歴史を紹介するものです。基本的には、歴史上の人物としてのある宗教の宗祖と、その研究等の動きを中心に、三重県の歴史の中で位置付けることを目的としました。当館の学芸員が中心になって企画・展示・図録の執筆等を行っています。一方、この寺院には、基本的に無償で文化財を出品いただくという意味での主催者として、名前を連ねていただいております。政教分離という点につきましては、あくまで宗教的な展示を行うという意味ではなく、県内でも有数の文化財をできるだけ多くの方々に知っていただく展覧会ということで実施しております。今回は、主催者に新聞社等が加わる形は探っておりませんが、報道各社及び直接この寺院の文化財を管轄する部署となる、津市教育委員会、そして、所在地である津市、県内の文化財所有者の団体である三重県文化財等所有者連絡協議会（事務局：桑名市教育委員会）等、多くの文化財に関わる公的機関の後援をいただき実施することといたしました。しかしながら、次回からはこのような誤解を招くことが無いように努めてまいりますので、今後ともご支援を頂けますよう、お願い申し上げます。	次年度以降に反映したい

17	2015/3/16	封書・葉書	要望	国体のサブグラウンドについて	47年に一度の国体のために、伊勢市にある内宮参拝者も利用している駐車場を遠くに追い出し、サブグラウンドを建設するようですが、これでは参拝客が減ってしまいます。サブグラウンドは別の場所に作り、メイングラウンドと離れていてもシャトルバスで送迎すればいいと思います。	地域連携部	国体準備課	ご意見ありがとうございます。県では、平成33年の第76回国民体育大会の開催に向け、五十鈴公園（伊勢市宇治館町）内にある県営陸上競技場の大規模改修を行うこととしており、サブグラウンドについては、第1種公認陸上競技場の施設基準から、1周400mのトラックを設置する必要がありますが、現行の公園敷地内では、計画した位置に整備することが最も合理的であるため、当該箇所での整備を進めているところです。なお、このことにより、約660台分の駐車スペースが無くなりますが、同じ公園の敷地内に新しく約500台収容できる駐車場を整備するとともに、別途整備する多目的広場においても、200～300台駐車可能となる機能を持たせることにより現状程度の駐車スペースを確保することとしています。以上のことについて、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。	反映は困難である
18	2015/3/30	電子メール	提案意見	絶滅危惧種の無人島への移住について	木曾岬干拓地に生息する絶滅危惧種チュウヒを無人島に移住させてください。	農林水産部	みどり共生推進課	木曾岬干拓地の絶滅危惧種チュウヒの無人島への移住の件ですが、チュウヒは広大なヨシ原を餌場やねぐらとしており、木曾岬干拓地の他、松阪市の曾原新田や御浜町志原川河口等で確認されていますが、広大なヨシ原が存在する無人島は県内にはありません。したがって、無人島へ移住させることは考えておりません。なお、新たな生息地へ人為的に移住させることは、概に独自の生態系が確立している生息地では、生態系を損なう恐れがあるため、移住等については、慎重に考える必要があります。	反映は困難である
19(A)	2015/3/26	電子メール	苦情	勤務態度について	伊勢農林事務所にかがいましたが、カウンター近くに座っている職員2人が、仕事にもかかわらず仕事を全く関係ないような話をしていました。来庁してから帰るまでずっとです。今回が初めてではありません。やる気のないのなら辞められたらいいのですが。勤務中に遊んでいる間も貴重な税金から給料が支払われているのかと思うと本当に許しがたいです。次回訪問した際に、また同じような状況であれば職員の質を疑います。	伊勢庁舎志摩庁舎	伊勢農林水産事務所農	平素より県民の皆様方から誤解を受けることがないよう執務態度やマナーについて注意喚起しているところですが、再度、全職員に周知しました。今後とも引き続き、来庁される方々をはじめ、県民の皆様方に不快感を与えることがないよう、職員に周知徹底してまいります。	県民の声を受けて実施した
20	2015/3/20	電子メール	提案意見	サービス残業の撲滅及び有給休暇の義務化について	大企業で女性の管理職比率アップが掲げられています。その前に、違法なサービス残業を取り締まってください。有給休暇も取れず、結婚も出来ません。サービス残業はカードリーダーで履歴が残っており、経営者側も知っていますが、社員に勤怠管理を任せ、自己啓発としてサービス残業がまん延しています。メーカーがサービス残業を止めないとブラック企業は増えます。サービス残業が続き、有給休暇が取れないと格差が広がり、ますます少子化となります。女性の社会進出や管理職比率より、まず違法なサービス残業の禁止と有給休暇の義務化をお願いします。	雇用経済部	雇用対策課	ご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。違法なサービス残業を強いられる、有給休暇が取れないなど労働基準法が守られていない企業を監督・指導する権限は国が持っており、地域にあります労働基準監督署がその業務を担っています。労働基準監督署に法令違反を通報するには、色々な証拠資料等が必要になりますので、まずは、監督指導権限をもつ三重労働局や地域の労働基準監督署が設置する「総合相談コーナー」にご相談いただきますようお願いいたします。県においても、「三重県労働相談室」を設置し、専任の相談員がアドバイスを行っていますので、ご活用ください。 《相談窓口》【国】三重労働局等の「総合相談コーナー」三重労働局 059-226-2110 四日市労働基準監督署 059-351-1661 厚生労働省の「労働条件相談ほっとライン」0120-811-610（フリーダイヤル）【県】三重県労働相談室…059-213-8290 また、有休の義務化など雇用制度についても国が所管しており、現在、厚生労働省が所管する「労働政策審議会労働条件分科会」において、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に向け、働き過ぎ防止のための法制度整備について議論されているところです。	反映は困難である
21(A)	2015/3/23	電子メール	苦情	おしごと広場について	昨年度からおしごと広場を利用しています。いつも丁寧に相談に乗ってくださって感謝しています。ただ、いつもと思いますが、受付の職員は対応が冷たく、事務的過ぎます。受付ならば、最低限笑顔で迎えるべきです。それにその方の派手な服装は三重県の職員として許可できるものなのでしょうか。服装もそうですが、受付の席で堂々と伸びをしたり、肘を付きながらパソコンをしたりしています。誰も注意しないのでしょうか。私は真剣に仕事を探しに来ています。周りの方もそのはずです。見ていて不愉快です。三重県の職員はこんな人でも受かるんだと思うとがっかりしますし、腹立ちもあります。苦情めいた内容で申し訳ありませんが、こちらも見るに見かねますので、改善をお願いします。	雇用経済部	雇用対策課	ご意見ありがとうございます。受付の職員の対応、態度等により、不快感を与えたことについてお詫び申し上げます。来所される方をはじめとした県民の皆様にご不快を与えることがないよう、様々な機会を捉えて職員に徹底してまいります。	次年度以降に反映したい
22	2015/3/17	電子メール	提案意見	スマートフォン用アプリの観光活用について	スマホのGPS機能を利用したオンライン・位置情報ゲームを観光に役立ててはどうでしょうか。このアプリは、世界規模で行われており、日本は参加者の数が世界でもトップ3に入るほど盛んです。最近、日本全国の地方自治体が、このアプリを活用した観光促進、まちおこし活動を活発化させています。三重県も観光客誘致に活用してみてもどうでしょうか。手始めに、歴史的建造物や観光地に恵まれ、観光客も多く集まる伊勢志摩地方をテストケースとしてみてはいかがでしょうか。このアプリの利点の一つは「無料で遊べる」ことです。アプリ配布、ポイント申請も無料です。現地までの交通費は必要となりますが、基本「歩く」ことを想定して作られているもので、目的地に到着したあとはプレイヤー個人のやる気次第となります。私がこのアプリを利用した時には、意外な建物や建造物がポータルとして登録されているので、発見が少なくありませんでした。現在、ポータルの申請から認可まで、少なくとも3ヶ月～半年はかかると言われています。もしこの提案を受け入れていただけるのであれば、早め早めの準備が必要になってくると思われます。せっかく観光資源に恵まれている我が県で、これを活用しない手はないと思います。また、世界規模で行われているものなので、海外からの観光客誘致をもくろむ三重県の戦略とも合致すると思います。検討よろしくをお願いします。	雇用経済部	観光政策課	この度は貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。三重県内のオンライン・位置情報ゲームの展開につきましては、先日、志摩市公認キャラクター「碧志摩（あおしま）メグ」が登場する専用のコースが登録されたところです。こちらは、市内のアプリ利用者からの提案を受けて、碧志摩メグの著作権などを管理する企業と利用者が専用コースを制作し、認定されたものです。他に三重県内で楽しめるスマートフォン用アプリとして、AR（拡張現実）機能を使って伊勢志摩地域と東紀州地域の観光情報を取得できる「かざすCITY」や、中南海域に関するクイズに答えてポイントを貯めるとプレゼントに応募できる「み☆た☆す」などがございます。また、無料でご利用いただける公衆無線LAN「Free Wi-Fi MIE」の整備を進めて、外国人旅行者等の利便性の確保にも取り組んでいるところです。いただいたご意見も参考にしながら、三重の旅を更に楽しいものにする企画と環境整備に取り組んでまいります。	施策の参考とする

23	2015/3/10	電子メール	提案意見	中勢バイパスへの道路標示について	国道165号(津市高茶屋小森町)の名張方面に走行する追越し車線にある中勢バイパスへの左斜め矢印の道路標示ですが、走行して道路標示どおりに車線変更したら道を間違えそうになりました。2月8日に中勢バイパスが開通するまでは親切な道路標示でしたが、現在の道路標示は交差点を右折する車にとっては紛らわしく不親切だと思います。中勢バイパスを松阪・伊勢方面に行く車にはいいですが、鈴鹿・河芸・津IC方面に行く車の案内表示としてはだめです。現在の道路標示を抹消するか、他の道路標示にしてください。	津庁舎	津建設事務所保全室	ご意見ありがとうございます。国道165号と中勢バイパスの交差点は、交差点形状が変則であることから、松阪方面への左折通行を禁止しているため、これまでどおり、左方向の県道を経由するよう案内しています。鈴鹿方面への通行は国道165号より直接右折することから、現在の路面標示が紛らわしいものとなっていますので、警察との協議等が整い次第、路面標示を抹消します。今後も、道路通行者の方へのわかりやすい案内表示に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	今年度内に反映したい
24(26)	2015/3/10	封書・葉書	要望	道路舗装修繕と道路整備の要望について	国道368号多気郡多気町古江～多気郡多気町朝柄にかけて路面舗装が傷んでいるので路面の修復をお願いします。国道166号松阪市飯南町横野～松阪市飯高町宮前の道の駅飯高の間の路面舗装が傷んでいるところの路面の修復をお願いします。国道311号熊野市須野町～熊野市大泊町の間の須野町～甫母町間及び二木島町～大泊町間の道幅狭小区間の道幅拡幅工事又はバイパスを作ってください。よろしくお願いします。	松阪庁舎	松阪建設事務所保全室	ご意見ありがとうございます。舗装の修繕については、限られた予算の中で、路面の状況を考慮し走行上著しく支障をきたしている箇所などから順次実施しています。ご意見をいただきました国道166号、国道368号の両箇所を含めて舗装が傷んでいる箇所がいくつかあるため、補修時期を検討しているところです。今後も引き続き道路舗装の適切な維持管理に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	施策の参考とする
25	2015/3/13	電子メール	提案意見	県道の歩道橋について	県道鳥羽松阪線の明和町金剛坂歩道橋を使って通学させている児童の保護者です。この歩道橋は現在町立斎宮小学校の通学路となっており、多数の小学生が通学に利用していますが、3月3日の接触事故後、使用不可となっています。学校からの説明によりますと松阪建設事務所より「復旧まで約1ヶ月かかる」との返事があり、その間、現在その近くの金剛坂交差点の横断歩道を横断して通学しておりますが、朝夕とも日頃から交通量も多い道路であり、交通指導員さんやPTAの方等も立っておられますが、安全確保の点から危惧しています。また、現在の歩道橋は築後30年近く経過しています。桁下高さも低く現在雨天には滑りやすい等、老朽化も進んでいると思います。そこで質問です。現在通行止めの歩道橋の修復工事期間の短縮の可能性はありますか(春休みの間に修復可能ですか。)。また、現在の歩道橋の将来的な掛け替えの可能性はありますか。	松阪庁舎	松阪建設事務所保全室	ご意見ありがとうございます。県道鳥羽松阪線の明和町金剛坂歩道橋につきましては、3月3日に発生した事故により橋桁の一部が損傷したことから、歩行者の通行止め措置を行いました。通行止め期間中利用者の方々にご不便をお掛けしましたが、3月16日から21日まで補修工事を実施し、通行の安全が確認できたため23日に通行止めを解除しました。また、県が管理している横断歩道橋は定期的に点検しており、将来的な架け替えについては、その結果を踏まえたうえで検討したいと考えています。限られた予算の中、橋梁の適切な維持管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。	施策の参考とする
26(24)	2015/3/10	封書・葉書	要望	道路舗装修繕と道路整備の要望について	国道368号多気郡多気町古江～多気郡多気町朝柄にかけて路面舗装が傷んでいるので路面の修復をお願いします。国道166号松阪市飯南町横野～松阪市飯高町宮前の道の駅飯高の間の路面舗装が傷んでいるところの路面の修復をお願いします。国道311号熊野市須野町～熊野市大泊町の間の須野町～甫母町間及び二木島町～大泊町間の道幅狭小区間の道幅拡幅工事又はバイパスを作ってください。よろしくお願いします。	熊野庁舎	熊野建設事務所事業推進室	ご意見をいただきました国道311号については、順次、道路整備を進めており、平成26年4月には、遊木町地内でトンネルを含む約1kmのバイパスが開通したところです。引き続き、残る未改良区間の早期整備に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。	すでに実施している
27	2015/3/13	面談・来訪	提案意見	政務活動費について	政務活動費には会派分と議員分がありますが、收支報告書を見ると、議員分として計上されるべきと思われるものについても会派分として計上されていたり、用務や行き先が同一であるのに両方で計上されていたり、その違いが不明確なため説明して下さい。仮に、会派分でも議員個人分が計上できるのであれば、議員分は不要ではないでしょうか。現に、議員分を全額返還していただいている議員が2人いらっしゃいます。不要となった政務活動費の予算は、議会事務局強化のための予算に振り替えるなどして有効に執行してはどうですか。また、政務活動費收支報告書の修正方法については、どこを修正したのかわかるようにするべきです。例えば、当初のものに追記する場合は、手書きで追記し、修正をする場合は、二重線で消去したうえで追記するなど、差し替えはしないでください。	議会事務局	議会事務局	政務活動費の会派分は会派が行う調査研究費等に、議員分は議員が行う調査研究費等に計上するものですが、会派の政策立案等に関する調査をその一環として会派の所属議員が単独若しくは数人で実施することがあり、こうした場合会派分として計上しています。会派分、議員分とも、県政の課題や県民の意思を把握し、県政に反映させるための活動の経費として重要な役割を果たしていると考えています。また、ご指摘のあった收支報告書の修正方法については、検討していきたいと考えています。いただいたご意見につきましては、全議員に周知します。	施策の参考とする
28(A)	2015/3/30	提案箱	苦情	職員の対応について	県庁で7階で案内してくれた職員が、担当に取り次いでくれるのかと思ったら、おしゃべりをしだして、一向に取り次いでくれませんでした。結局自分で大声を出して担当を呼んで用を済ませました。以前他の課でもあまりのサービスの悪さにムカッと来て、二度と来るものかと思ったことがあります。もっとサービスを勉強してください。	教育委員会	教育総務課	ご意見ありがとうございます。この度はご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。現在、県教育委員会事務局におきましては、接遇・サービスの向上に向けた取組を進めているところです。具体的には、各職場において職員一人一人が意識して取り組まなければならないことや職場で取り組まなければならないことを話し合ったり、接遇・サービスの向上についての研修を行うなどして、職員一人一人がお客様の立場に立ち、思いやりの心を持って接する意識の徹底や能力の向上に取り組んでいるところです。また、来庁者の視点からの案内表示や照明等の点検・改善等を検討するとともに、来庁者への声かけや身の回りの整理・整頓など各職員ですぐにもできる取組もあわせて行っています。引き続き、接遇・サービスの向上に向けた取組を進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	すでに実施している

29 (A)	2015/ 3/18	面談・ 来訪	苦情	職員がメモ をとること について	職員が県民と面会する際には、紙（メモ）とペンを用意して、県民の言ったことをメモするよう にさせていただきたいです。2回も3回も同じことを言わせてメモをとらない職員がいます。今日お 会いした教育委員会の職員は2～3回言って、メモをとってくださいと言って初めて紙とペンを 持ってこられてメモを取られました。時間の無駄です。指導してください。	教育 委員会	教 職員 課	この度、職員の対応についてご不快な思いをされましたことをお詫び申し上げます。普段から来客対応等、接遇 マナーには注意をするよう心掛けているところですが、今回のご指摘を受けて、担当職員はもちろん職員全員に改 めて周知しました。今後とも、県民の皆様にご不快な思いを与えることのないよう、ミーティング等の機会を通じ 周知徹底を行い、接遇マナーの向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	す で に 実 施 し て い る
30 (A)	22	電子 メール	提案 意見	懲戒処分 について	校長の懲戒処分が発表されていましたが、その当時の校長は文書注意だけですか。身内に甘いか ら一向に不祥事が減らないのです。今からでも処分を見直すべきです。	教育 委員会	教 職員 課	ご意見ありがとうございます。今回、県立学校長という責任ある立場の者が懲戒免職処分を受けるという重大な 不祥事を起こしたことは、学校教育に対する県民の皆さんの信頼を損なうものであり、心からお詫び申し上げま す。県教育委員会としましては、教職員の意識の高揚を図るため、今回の事案を各学校に周知するとともに、平成 27年3月25日に臨時県立学校長会議を開催し服務規律の確保について徹底したところです。今後ともあらゆる 機会を通じ、信頼回復と服務規律の確保に取り組むよう徹底してまいります。	す で に 実 施 し て い る